

一般社団法人 山梨県バスケットボール協会 各種の連盟に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、「一般社団法人山梨県バスケットボール協会」（以下「本協会」という）の基
本規程第64条第4項に基づき、本協会に加盟する各種の連盟に関する事項を定める。

(定義等)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 加盟団体とは、山梨県下のバスケットボール界を統括し、その普及振興を行う上で、当法人の趣旨に賛同する団体をいう。
- (2) 各種の連盟とは、全県的に組織されたバスケットボールの競技団体をいう。

(種別)

第3条 各種の連盟は、JBAが設置し、チームまたは選手の属性によって分類される全国的な組織に加盟するものとする。

2 本協会に加盟する各種の連盟は、次のとおりとする。

- (1) 山梨県社会人バスケットボール連盟
- (2) 山梨県高等学校体育連盟バスケットボール専門部
- (3) 山梨県U15バスケットボール連盟
- (4) 山梨県U12バスケットボール連盟

3 各種の連盟は、原則として法人（非営利法人）であることが望ましい。法人でない連盟を置く場合には、理事会の承認を要する。

4 法人でない各種の連盟は、規程もしくは規約を定め、代表を含む役員で構成された組織とし、次の各号の事項を本協会に届出なければならない。

- (1) 役員
- (2) 規程、規約その他の書類

(山梨県社会人バスケットボール連盟)

第4条 山梨県社会人バスケットボール連盟（以下「県社会人連盟」という）は、一般社団法人日本社会人バスケットボール連盟（以下「日本社会人連盟」という）に加盟する。

2 県社会人連盟に所属するチームは、山梨県社会人バスケットボール連盟規約、日本社会人連盟定款および各種規定等を遵守する。

3 県社会人連盟に所属するチームにおいて、日本社会人連盟に所属しないチームは、JBAが設置し、チームまたは選手の属性によって分類される全国的な組織の規約、規程を遵守する。

(山梨県高等学校体育連盟バスケットボール専門部)

第5条 山梨県高等学校体育連盟バスケットボール専門部（以下「県高体連」という）は、公益財団法人全国高等学校体育連盟バスケットボール専門部（以下「全国高体連」という）および関東高等学校体育連盟バスケットボール専門部（以下「関東高体連」という）に加盟する。

2 県高体連に所属するチームは、山梨県高等学校体育連盟バスケットボール専門部規約、全国高体連の定款および各種規程、関東高等学校体育連盟バスケットボール専門部規程を遵守する。

(山梨県U15バスケットボール連盟)

第6条 山梨県U15バスケットボール連盟（以下「県U15連盟」という）は、山梨県バスケットボール界の15歳以下（以下、U15という。）を代表する唯一の団体として、YBAに加盟し、山梨県におけるU15バスケットボール競技界を統括する。

2 県U15連盟に所属するチームにおいて、山梨県中学校体育連盟（以下「県中体連」という）に所属するチームは、県中体連規約、全国中学生バスケットボール連盟規約を遵守する。

3 県U15連盟に所属するチームにおいて、県中体連に所属しないチームは、JBAが設置し、チームまたは選手の属性によって分類される全国的な組織の規約、規程を遵守する。

（山梨県U12バスケットボール連盟）

- 第7条 山梨県U12バスケットボール連盟（以下「県U12連」という）は、山梨県バスケットボール界の12歳以下（以下、U12という。）を代表する唯一の団体として、YBAに加盟し、山梨県におけるU12バスケットボール競技界を統括する。
- 2 県U12連に所属するチームは、JBAが設置し、チームまたは選手の属性によって分類される全国的な組織の規約、規程を遵守する。

（本協会への協力）

- 第8条 各種の連盟は、本協会の執行機関および各委員会の活動のため、理事、専門委員会の委員長および委員を推薦し、その業務を推進する。
- 2 各種の連盟は、本協会の理事会を組織し、執行機関の業務を監査するため、監事を推薦し、監査を行う。
- 3 各種の連盟は、本協会の議決機関である代議員会を組織し、執行機関の業務を監査するため、代議員を選出し、定款に定める事項等を行う。
- 4 各種の連盟は、代議員選挙を管理するため、選挙管理人を選任し、代議員選挙を行う。

（本規程の改廃）

- 第9条 本規程の改廃は、本協会の理事会にて決議の上、代議員会での決議を得るものとする。

附則

- 1 本規程は、一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
平成29年11月27日から改正する。
- 2 平成30年3月25日から改正し、平成30年4月1日から施行する。
- 3 平成30年7月24日から改正する。
- 4 令和2年3月28日から改正し、令和2年4月1日から施行する。